

## 岡山県人権教育推進委員会第48回会議のまとめ（概要）

日 時：令和元年7月1日（月）

10:00～12:00

場 所：ピュアリティまきび「飛翔」

### 1 開 会

田中課長挨拶

### 2 審議日程

別紙資料による説明

### 3 会長、副会長の選任

会長に梅野委員、副会長に中井委員、吉利委員を選出

### 4 議 事

- (1)「第3次岡山県人権教育推進プラン」に基づく人権教育の推進について  
ア.「第3次岡山県人権教育推進プラン」について

イ.平成30年度の取組実績について

(ア)資料による説明

(イ)事前の質問への回答

○平成30年度「第3次岡山県人権教育推進プラン」事業実績について

(人権教育課長)

総事業数128事業、総実績人数は、児童生徒が延べ1,219名、保護者等は864名、教職員8,477名、行政職員397名である。

取組の多い人権課題は、子ども、障害のある人、インターネットによる人権侵害、そして女性、プライバシーの保護という順で、逆に取り組みが少ない人権課題はアイヌの人々、ホームレス問題、中国残留邦人とその家族、出所した人であり、教職員や保護者等の学習ニーズや社会情勢の変化等により、取り組む人権課題に偏りが生じているが、人権課題には軽重がないという考えのもとに、取組数が少ない人権課題についても意識的に取り上げて、学習機会をしっかりと確保していきたい。

○「多様な学びの場の充実」の成果、配慮事項について

(特別支援教育課長)

平成26年から30年まで県のモデル事業として取り組み、今は各市町村へお願いをしている特別支援教室では、特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍しながら

ら週当たり数時間、障害特性に配慮して個別に教科の指導を行っている。わかる喜びを感じることができたり、自己肯定感が高まったり、学ぶ意欲の向上に繋がっている。また、特別支援教室の担当者と通常の学級の担任がその子どもに有効であった手立て等の情報を共有して、通常の学級での学びに繋がるように配慮し、将来的には他の子どもたちとともに社会性を身につけるようにしている。高等学校については指定校4校で昨年度から通級指導をしている。小中学校では教科指導、高等学校では自立活動を中心に行っている。少人数だが、学びを深めていると聞いている。

配慮事項は、特に高等学校の年代になると特別な指導を受けるということへの抵抗が大きくあり、各校において工夫して子どもの社会性を身につける自立に向けた取り組みを進めている。例えば自立活動の授業だとキャリア教育あるいはソーシャルスキルと言った名前で選択科目として位置づけ、個別指導を受けることが目立たないように配慮している。引き続き事業を通して成果を上げていきたい。

(委員)

人権教育は社会において成果を上げていると思う。例えば水害の際も近所同士とか地域とか消防団とか関係なしに命を守り合い、その後もボランティアで協力されたのは、おそらく地道に続けてきた人権教育や道徳教育がいい影響を及ぼしていると思っている。ただ、気になったのが子ども、学校、教員に対する人権教育の事業は多いが、いわゆる学校教育と社会教育を分けたときの社会教育があまりないように思う。社会教育の中で地域貢献のスタートともいえるPTAに焦点をあてるのはいいことだと思うが、一般の方、企業の方、高齢者の方へ何らかの働きかけができていないか。特に新しい人権課題もどんどん膨らんでいるので若干心配だ。市の方も、学校もできるだけ地域、社会、社会人を目当てにしてやるようにしている。

(委員)

個別に応じた対応をしていかなければならない学校は大変な状況だと感じる半面、高校の選択科目の中に入れ込むやり方では自分のスタイルにあった学びが保障されているとは言い難い状況なのではないか。せつかくこういう事業をするのなら、そこをどう捕まえて教育に結びつけられないか。特別な配慮ではなく、自分のスタイルで学べるのが当たり前になることが、学校教育の中で子どもたちの生きやすさに繋がるのでは。

ウ. 意見

(委員)

人口減少で外国の労働者を積極的に受け入れる動きがある。これは社会的課題でもあるが、同時に、虐待の問題やいじめの問題等への対応も、あわせて、検討する必要がある課題でもある。外国人差別を事例とする裁判が起き、社会的に改善を求める動きがすすめられてきたが、外国籍の子どもが学校でいじめられて亡くなるという事件などもみられ、研修内容に組み入れる自治体もある。政策が変わるといろんな問題が出てくるが、社会を下支えする部分でやはり人権教育があると思う。

(委員)

第3次岡山県人権教育推進プランは非常に評判がいい。先日、町の人権教育推進委員会で資料を目にさせていただいたが、新しい言葉の説明もありわかりやすいという声を聞いた。こういうものを一人一人が目に入れば理解も深まっていくのではないかな。

特別支援教育課の「一人一人が笑顔に！就学前からの発達支援事業」というのがあるが、町にも支援の必要な子はたくさんおり、特別支援のコーディネーター1名を町費で入れて、できるだけ小さいときから頑張っていこうとしている。こういった事業も今後大事にさせていただいたらありがたい。学習機会に参加できない保護者へどういった対応していくかということだが、家庭訪問もあるが、現実には難しい。来て欲しくないと言われるご家庭が多く、そういった家庭の虐待情報を受けることがある。難しいが一人でも多くの方に来てもらい、勉強した人が別の輪の中で声を出し広げていくことが大事なことなのではないかと思う。

(委員)

各課の連携や話し合いは持っているのか。

(人権教育課長)

関係各課室で基本的に月に1回、担当者が集まって各課の人権教育にかかわる取組について情報共有をしたり、年に5回課室長が集まって今後どうしていくか、今こういう課題があるという話をしている。

(委員)

教育委員会の中で常に話し合いをもつことは大事である。

教科にも人権に関わるような教材があり、例えば小学校4年生の国語で点字が出る時に目の見えない人、耳の聞こえない人、その障害者のことも教育できる。特別な取組も必要だが、授業数が大変であるし、全ての教育が人権をベースとしているので教科の中で人権を教えられるのでは。先生が知識を得るのに人権教育研修テキストは非常に役立つのではないかなと思う。

(人権教育課長)

障害のある人についての取組は、特別支援教育課を中心に県教委でも取組を行っている。人権教育研修テキストを使いながら教職員研修もしている。4年生の国語で点字を習うことをきっかけにして障害のある人、例えば手話、身体障害者等、児童生徒の興味、関心をもとに学校で取組をしている。そこで障害のある人の人権について全部が学べるわけではないが、それをきっかけにして子どもたちが様々なことについて興味を持ち、高学年、中学校、高校と学習が発展していく。子どもたちにとって良い出会いになるように、学校に働きかけていく。

(委員)

岡山県の資料は全国的に見ても非常にすぐれていると思う。内容もだが見やすい工夫がされている。他県だが学校教育編と社会教育編に分かれており、学校教育編は難しく、社会教育編はサラサラと読めるというのがある。人権教育研修テキストの内容はすばらしいが、学校外の方も読めるようにし、社会全体で共有できるようにできないか。

(2) 子どもを守る命を守る、取組について

ア. 「子どもを守る、命を守る」取組について

(ア) 資料による説明

(イ) 事前の質問への回答

○ STOPit の導入率について

(人権教育課長)

アプリのダウンロードについては任意にしている。生徒が何%ダウンロードしたかというのが導入率であり、5月末で全実施校の生徒数の34.7%がアプリをダウンロードしている。昨年度より少し減っているのですが、生徒が相談したいときに相談できる環境を整えるためにも、より多くの生徒にダウンロードしてもらうことが大切であるため、アプリの周知をしっかりと働きかけていきたい。

○ 児童虐待防止に向けての取組について

(人権教育課長)

成果は、児童虐待対応研修の実施、児童虐待対応の手引きの各学校への配付などにより、児童相談所等への通告が疑いがあった時点でためらいなくされていること、また学校の初期対応力が向上していることがあげられる。

課題は、昨年度の千葉県野田市の事件の後、国から出された様々な通知、手引き、児童虐待防止法の改定などがあり、それらを踏まえた適切な対応ができていない状況があるため、教職員の理解を深める必要がある。また、通告後の子どもあるいは家庭の支援については一義的には担当課あるいは児童相談所が担うが、子どもたちは学校に来ているため、関係機関との連携を一層深めていく必要がある。

今後の取組については、まず一つは、教職員研修の一層の充実であるが、市町村教委レベルの研修をしっかりといただき、県教委がそういった取り組みを支援する。昨年度、赤磐市教委が市教委と福祉部局が共催で、教員、福祉担当者、NPO、民生委員等が一堂に会して研修をし、非常に好評であったので、そういった取り組みを広げていきたい。二つ目には、今回の法改正では、体罰の禁止というようなことも盛り込まれているので、PTAの研修の実施、啓発リーフレットの発行により保護者への啓発を行っていく。

(委員長)

以前、虐待かどうかははっきりしないが生徒が亡くなる事件があった。みんなが守りに入り、どう協力して防ぐかというところより、自分の所が責任を果たせたところで済ま

せてしまうような対応をしており、その隙間で事件が起きたように感じた。児童相談所も1人が100件を超えるような事案を持つ中で努力しているが、保護者の支援等には手が回っておらず、結果として措置しかやることがない現状があり、それは今後ますます厳しい状況になるだろう。そこで子どもたちの命を守っていくには、家族の次に子どもの状況をよく見ることができ、それなりの職員も揃っており組織的にもしっかりしている教育界がどう動くかだろう。権限もそれほどないが、きちんとした体制とチェック機能等をしっかりと持つ必要があるので、研修は非常に大事だと思う。通告後の様子が変わったらすぐ知らせるとか、あるいはその親も苦しい中でやっているの、そこを少しでも支援するとか、地域の委員の人、地域の町内会、まち作り等からも手を出してもらえば未然に防ぐことができることもあるのでは。そういう連携をしていくための情報提供や、中心となる市の窓口や児童相談所だけではとても対応し切れてない気がするの、中心になる市の窓口や児童相談所と一緒に動く機能を持つなど、もう一步踏み込めるような動きを取ることができればという思いだ。

#### ウ. 意見

##### (委員)

子どもが学校に来てその様子がおかしかったり、あるいは来なかったりというようなことで、何度か児童相談所に通告したことがある。学校側が通告するまでのマニュアルを県教委が示していて、1日休んだら電話、3日休んだら家庭訪問、と段階を踏むことができるのは非常に学校現場としてもありがたい。児童相談所は深刻と判断した場合はすぐに対象児童を保護する。一時保護されたので親にとっては抑止力になると思うが、ほとんどの子が一時保護されても帰ってくる。帰ってきた後の学校での看取りを児童相談所等と連携して行っている。ただし、児童相談所の担当も1人が100件を超える事案を抱えているので、非常に深刻なケースについては機動力を発揮して動いてくれるが、そうではないときは学校への聞き取りぐらいになる。もう少し保護ではなくても会いに行ってもらえると助かる。そういった家庭は、学校に窓口を開いてくれにくく、良好な関係が築きにくい。今後も家庭訪問等してもらいたい。

##### (委員)

小学校でもいじめ、虐待等、学校の中だけでは抱えきれないようなことも多く起きている。そういうときに教職員や子どもや保護者が求めているのは、相談できる所で、学校の中ではスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、事案が重たい時には警察、弁護士、児童相談所等、ニーズに応じて相談できるところがあるというのは本当にありがたい。いろいろな知識、具体的な対応についてのヒントやアドバイスをもらえるし、連携していい解決方法に向かって考えていける。いじめについては、早期解決、解消に向けて努力しているが、今学校の現場の中で大事にしているのは起こる前である。メディア、LGBT、障害等、いろいろなことを子どもたちもいろいろな媒体から学ぶので、私達も教科領域はもちろん、人権集会、教育講演会の実施等により、一人一人の子どもを大切にするとか、PTA人権教育を課題に応じてしていく等、日々の取組も大切に、子どもたちに啓発していきたい。

(委員)

かつて教育現場にいたときに感じられなかった保護者からの思いを改めて感じられるような意見や相談もたくさんある。不登校についての質問や相談が多々ある中で、人権擁護委員、法務局に調停に介入してほしいと率直に求められる方も多くある。学校に思いが通じない、いくら話をしても我が子の思いに寄り添ってもらえない、だから法務局、人権擁護委員の力を借りたい、というような話を受ける。学校のスクールカウンセラーの方の存在を知っているか確認すると、知らないと答える保護者もいる。せっぱ詰まった保護者にスクールカウンセラーの存在感がない。教育委員会でも話を聞いてもらえると伝えると、教育委員会は学校の立場で話をするのではないかとと言われることもある。長い時間いろんな相談を受けて、まずカウンセラーの先生ですね、と落ち着くこともある。保護者に対するカウンセラーのPRが大切なのではないかと感じることも多々ある。

(委員)

ストップイットを岡山県が全国初で実施したということだが、相談件数 1,026 件のうち、いじめの実態のあったものは何件か。

(人権教育課長)

挨拶とテスト送信が約7割で大部分を占めている。いじめに限ると10数件。その中には重たい事案もあり、報告されて本当によかったというものもある。報告により解決に向かう事案もあるが、深掘りをしていかないと状況がわからないため、生徒にどういう状況なのかと返信したが返ってこないため学校も動けないというようなものもたくさんある。全体でいうと数件が解決に向かっていくという状況だと思っている。

(委員)

一件でも止められるのであれば成果だと思う。よって高校に導入率をあまり求めない方がよい。高校では学校や保護者に言える子になれるように指導している。導入率を求められると、教職員の仕事量は増えるので、子どもたちの自主的な導入に任せてほしい。小中でも様々な取り組みがなされてきた結果、高校生は自分で言える子にほとんどがなっている。しかし、言えない子どものために導入があったということは良いことである。これから社会に出るので、言える子になってほしい。

家庭が不安定、親が離婚している、という高校生が多くなってきており、家庭の中が安心した状態ではなく、親の大きい声を聞いておびえている子も少なくない。法が変わって体罰が親に許されなくなったという今回をいい機会ととらえて、保護者啓発に力を注いでほしい。就学前教育のあたりが一番効果が上がると思う。特別支援も早い段階で正しい支援をしていけば、子どものいいところを伸ばせる。高校の段階で指導するのは保護者の理解が得られず苦しい状態である。

また、ゆくゆく保護者になる生徒たちに赤ちゃんを抱っこさせているようなことを感じさせるという取組が中・高である。今までは母親が連れてきていたが、今年はずっと父親も一緒に来校し、父親が子どもの今の状態や妊娠中の様子を話し、とても子どもたち

の心に響いていた。そういう取組を進めていただければ、子どもの命が守られていくのではないかと思う。

(委員)

今現実に困っている人を助ける取組も大事だが、なぜいじめが起こるかということ为解决すれば、いじめに遭う人は少なくなるのではないか。ハンセン病療養所長島愛生園で入所者の話を聞いた小学校高学年、中学生はいじめがよくないと反省し感想文に書いてくる。国家が無らい県運動等々で村八分していじめ、入所者はその犠牲者である。県には2つの療養所があり、いろんな話ができる。現在長島愛生園は148名で、平均年齢86歳を超えており、もう数年しか語り部の活動はできないが、ハンセン病療養所入所者ゼロになっても人権侵害があったところとして継続していきたい。ハンセン病療養所の歴史を語る際、どういうことを話せばより効果的に児童のいじめをなくせるかを教えていただければ、それを取り入れていきたい。

(人権教育課長)

先日、光明園の屋自治会長のお話を聞かせていただいたが、これまで自分たちが一生懸命に取り組んできたことを話され、最後にご家族とか当時住んでいたところからいじめられた、差別を受けた、という話をされた。聞くだけで終わってはだめで、それを今自分たちが聞いて、地域に帰ってあるいは学校に帰ってクラスの中で自分がどう感じるのか、どう行動していくかに繋がっていかないと意味がないと改めて思った。入所の方が子どもたちに話す場合は是非、ハンセン回復の方がされてきた辛い差別偏見の経験が実際はいじめだったと繋げていただいて、もし皆さんが今いじめられているのであれば、それは全く私も同じ経験をしたということを書いていただけるとありがたい。

(委員)

老人クラブは次世代交流として、田植えの体験、芋ほりの体現等いろんな活動している。老人クラブが学校に働きかけても、授業の一環で時間がとれないと断られる場合がある。できるだけ積極的に活用して欲しい。

知識経験を持つ方が委員になっているせっきくの機会なので、例えば教育委員会の方から、具体的な問題、計画をあげて委員に相談や意見を求めるという形だと発言しやすいのではないか。

(委員)

地元企業の経営者が相手にするのは、社員であり大人で、その中には保護者である人も多い。子どもが小学校の頃にいじめられ、親も会社に出てこれないというような場合も会社側でフォローしてきた。親にとっては働く場所は自分の居場所であり、辞めずに子どもをしっかりと支えていけるようにという視点に立ってやってきた。保護者の意識や考え方が一番大きな影響力を持つ。知識を得ていない人にどうやって話を聞いてもらうかという課題については、企業が柔軟に対応し、しっかりと社員に情報を与えるような環境にしていかないと、難しいのではないかと思う。地元企業の経営者たちもそうい

うことを考えているので、教育の方だけでなんとかしようとするのではなく、地域ぐるみで連携していけたらと思う。

## 5 閉会